

## 犯罪の加重状況に関する法律

カンボジア王国国王は、

- カンボジア王国の憲法
- 1998年11月30日付の第1198/72号のカンボジア王国政府の任命に関する勅令
- 1994年7月20日付の第02/94号の閣僚評議会の準備及び職務に関する法律の公布のための国王宣言
- 1996年1月24日付の第0196/08号の内務省の創設に関する法律の公布のための国王宣言
- 王国政府の首相及び内務共同大臣により提出された書状

を理解し、下記を公布した。

犯罪の加重状況に関する法律は、2001年12月19日、国民議会の第2期の第7回本会議において採択され、及びその法律が法的手続きに適していないため、2001年12月6日、第1期の第6回本会議において、上院により検討しないことが決定された。ただし、憲法の新たな第113条の最初と2番目の文章に基づき、国民議会の常設委員会は、国民議会により既に吟味され法律の内容に関して見解を与えることを上院により拒否された犯罪の加重状況に関する法律の本文が、以下のとおり、内容全体で有効とみなされると理解する。

### 第1条 目的

本法律は、カンボジア王国における治安部門を強化するため、犯罪の加重状況を定義することを目的としている。

### 第2条 立証するための方法

- 1 事件において名前が出ているすべての証人は、司法警察官も含め、裁判所で発言することを認められるものとする。証人には、民事当事者若しくは助言者、被疑者、又は助言者から、及び検察官から質問することができる。
- 2 審理開廷中、司法警察官からの記録を含むあらゆる証拠は、議論するために持ち込まれるものとし、当該司法警察官の記録は、拒絶できない証拠とみなすことはできない。
- 3 証拠の最初の根拠と一致しない被疑者からの自白は、それらがどの事件においてかにかかわらず、刑罰の根拠とみなすことができない。いかなる形態であれ強制から生み出される自白は、無効とみなされるものとする。被疑者の助言者は、公判の前に裁判官に対して無効化の要請を行うことができる。
- 4 被疑者の擁護人は、自身の証人を裁判所へ連れてくることができ、自身の証拠

を裁判所へ提出することができる。

- 5 すべての証人には、原告からの証人と被告からの証人の両方とも、裁判所の令状を通じて裁判所に出頭するよう強制することができ、裁判所の召喚状に従うことを拒否する場合、その者は、50,000 リエルから 500,000 リエルまでの罰金を科されるものとする。

### 第3条 予謀殺

- 1 自身の犯罪について慎重に計画した後若しくは待ち伏せを準備した後に別の人を殺すか殺すことを試みる者、又は窃盗若しくは強姦を犯している間に別の人を殺したか殺すことを試みた者は、予謀殺罪を犯したものとし、15年から20年までの懲役刑又は終身刑に処せられるものとする。
- 2 予謀は、計画された行為、すなわち何らかの個人を身体的に暴行する行為である。待ち伏せは、何らかの個人に対して暴力行為を犯すため、何らかの期間中にその個人を見張っている行為である。

### 第4条 故意故殺

第3条に記載されたいかなる加重状況もなく、故意に人を殺す又は故意に別の人を殺すことを試みる人は、武器が使用されるか否かを問わず、故意故殺罪を犯したものとし、10年から15年までの懲役刑に処せられるものとする。

同じ状況及び場所で人を故意に及び残酷に殺し、結果として1人又は多くの人を死に至らしめる人は、故意故殺罪を犯したものとし、15年から20年までの懲役刑又は終身刑に処せられるものとする。

### 第5条 強姦

- 1 どちらの性別でも別の人を強姦する又は強姦を試みる人は、強姦罪を犯したものとし、10年から15年までの禁錮刑に処せられるものとする。
- 2 強姦は、残虐行為、強制、又は奇襲を通じて行われる、あらゆる形態の性器の挿入又はその他の方法における行為である。  
強姦が、妊娠している女性、病人、精神異常者、身体障害者、若しくは14歳未満の未成年者に対し、1名以上の加害者若しくは共犯者により武器をもった脅迫により実行される場合、又はそれが被害者に対して権力のある者によって実行される場合、刑罰は、15年から20年までの懲役刑であるものとする。

### 第6条 強盗

強盗は、他の人の資産を自身の財産とする目的で、直接又は間接を問わず、あらゆる形式で当該資産を取るための詐欺及び強奪の行為である。

以下の加重状況をもって別の人から盗む又は盗むことを試みる者は、

- その窃盗が、武器の有無を問わず、又は傷害をもたらすか否かを問わず、暴

力により実行される、

- 一 又は、窃盗が多くの人により若しくは建造物侵入及び破壊により実行される場合は、強盗罪を犯したものとし、5年から10年までの禁錮刑に処せられるものとする。
- 一 窃盗が、武器の有無を問わず暴力により実行され、資産の所有者、その家族、又は保護者、保管者を死亡に至らしめる場合、計画的強盗罪を犯したものとし、15年から20年までの懲役刑又は終身刑に処せられるものとする。

## 第7条 略取誘拐及び人の違法な監禁

- 1 裁判所からの命令なく、人を逮捕又は抑留又は監禁する者は、以下の刑に処せられるものとする。
  - 一 監禁が1か月未満続く場合、3年から5年までの禁錮刑
  - 一 監禁又は拘留が1か月を越えて続く場合、5年から10年までの禁錮刑
- 2 自身が望む目的で現金又は資産を与えるよう要求するため、いかなる方法を通じてであれ、あらゆる形式で脅す者は、略取誘拐罪を犯したものとし、5年から10年までの禁錮刑に処せられるものとする。
- 3 1人以上の人を抑留若しくは監禁するため又はかかる人をあらゆる形態で拷問するために脅し、故意に拘束して、誰かを死に至らしめるか、又は死に至らしめず、自身が望む目的で未成年者若しくは被害者に現金若しくは資産若しくは代替りの他の物を提供するよう脅す者は、略取誘拐及び違法監禁罪を犯したものとし、15年から20年までの懲役刑又は終身刑に処せられるものとする。

## 第8条 保護観察

犯罪及び労働要件付きの犯罪に関し、裁判官は、酌量すべき情状、又は最低限を下回る罰則の軽減、又は保護観察について検討しないものとする。公序に著しく影響しない軽罪については、全部又は部分的に刑を執行停止することができる。この場合、その犯罪を実行した者は、その者が、その者の有罪決定後5年の期間中に前の条項に記載されたいかなる罪も犯さない場合、完全には刑に服さないものとする。

## 第9条

本法律に反するいかなる規定も、無効とみなされるものとする。

## 第10条

本法律は、緊急と宣言されるものとする。

プノンペン、2002年1月7日  
国王及び国王令を代理して  
国家元首代行 署名 **Chea Sim**